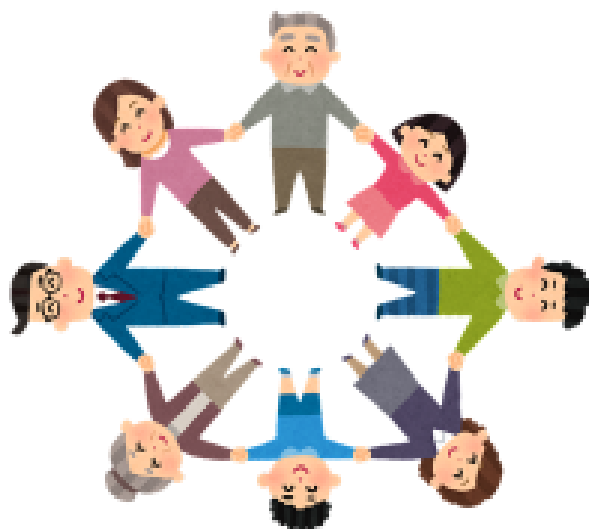


～ 訪問介護を利用する皆さまへ ～

介護保険制度を正しく利用して 自分らしい生活を送りましょう

介護保険の主役はあなたです



住み慣れた街 住み慣れた家で
誰もが自分らしく これからも安心して暮らしていけるよう
そのお手伝いをさせていただきます

♡訪問介護の利用にあたり、分からないことがありましたら
気軽にお問合せ下さい

連絡先

横浜市訪問介護連絡協議会
広報委員会 2021.12作成



訪問介護を利用される皆様へ

訪問介護の利用にあたって

介護保険による訪問介護は、単に利用者の身の回りの世話をするということを超えて、利用者の**自立を支援すること**を目的としています。

介護保険で適用されないサービスは、原則としてお引き受けできません。



訪問介護は「自立支援」を第一に考えています

訪問介護で提供する家事援助サービスは、家事代行サービスとは異なります。訪問ヘルパーはお手伝いさんとは違い、ご本人やご家族で出来ることのお手伝いはできないことになっています。

次のサービスは提供できません

日常的な家事を超えたサービス



生活必需品
以外の買い物



家具や電気器具
の移動・修理



過度な掃除
(窓ガラス磨き)
(床のワックスかけ)



特別に手間を
かけた調理

ヘルパーがお手伝いしなくても日常生活が送れるサービス



庭の掃除
花木への水やり



ペットの世話



部屋の模様替え



散歩の付き添い

ほかの家族のためのサービス



家族も使う
(共有部分)の掃除

本人以外のための
調理・洗濯・買い物

その他



金銭の貸し借り
ヘルパーへの贈
り物やお礼



救急搬送時の同行

ちょっとくらい
やってくれてもいいのに・・・



もし、ヘルパーがそれをやってしまったら？

ケアプランで定められたこと以外のサービスを
提供してしまうと・・・

■何かあった時にはヘルパー個人の責任になってしまいます
本来の業務以外で事故が起きてしまったら、たとえヘルパーが善意
で行ったことでも、ヘルパー事業所は責任を取ることができません。

■介護保険の目的である「自立支援」の妨げになりかねません
結果的にケアプランの意味がなくなってしまう可能性があります。

■利用者間での公平性が保てなくなってしまいます
介護保険の不適切な利用につながる可能性があります。



ヘルパーに
お願いできないことは
どうしたらいいの？

- ・保険外サービスを行っている介護事業所や、民間の家事代行業者に相談できます。
- ・横浜市の「生活あんしんサポート事業」を利用することもできます。ウェブで「生活あんしんサポート事業 横浜市」と検索し、直接事業者にお問合せ下さい。